

貸付事業内容 変更のお知らせ

2024年
4/1月
お貸出し分
[3/29(金)申込書類到着分]
より変更いたします。

平素より当組合の貸付事業をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、当組合の貸付事業は多くの皆さんにご利用いただき貸出額が増加傾向にあります。しかし、今後は教職員数の減少や定年延長等により貸出しに使用することができる資金が徐々に減少していくことが見込まれます。そのため、適切な事業規模にて貸付事業を今後も継続していくために、誠に恐縮ではございますが事業内容の一部を以下のように変更することに致しました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

*貸付金は退職組合員の皆さまの掛金を原資にしています。

事業内容の変更点

2024年4月1日以降の新規または借替えによるお借入れが対象になりますので既にお借りいただいている貸付金の償還内容に変更はありません。

普通貸付

車の購入、家のリフォーム、お引越しなど使い道自由にご利用いただくことができます。

変更項目	これまで	2024年4月1日から
貸付限度額	300万円	200万円
償還回数	10~110回	10~ 70回 (10回単位)

これまで通り、普通貸付は元の貸付の未償還元利金が100万円を超えるときは借替えができません。

教育貸付

お子様が大学（短大及び大学院を含む）や専修学校に入学または在学中に利用できます。
在学期間中は利息のみの償還にすることができます。

変更項目	これまで	2024年4月1日から
貸付金額	10万円単位、子1名につき300万円まで	10万円単位、子1名につき200万円まで
貸付限度額	普通貸付とあわせて600万円	普通貸付とあわせて400万円
償還回数	10~110回	10~ 70回 (10回単位)

普通貸付金及び教育貸付金の未償還元金合計の限度額

これまで
600万円 ► 2024年4月1日から
400万円

お申込み方法

ウェブサイトの申込受付状況を確認して、申込書類をダウンロードする。

* 状況が「受付中」の場合に限りお申込み可能とさせていただいております。

マイページにログインして償還シミュレーションを実行。
シミュレーション結果をもとに書類を作成して事務局まで郵送する。



申込書類到着日の翌銀行営業日にご指定の金融機関口座に送金いたします。
(書類不備有り/書類到着が夕方等の場合を除く)

無理のない返済計画のもとご利用をお願い申し上げます。

ご不明な点はお問い合わせください。

TEL : 026-232-5331

〒380-0846 長野市旭町1098番地

たいきょうご

検索

<https://taikyogo.org>

(2024年2月作成)

裏面もご確認ください

退教互貸付の概要 2024.4.1～

区分	普通貸付	教育貸付	備考
対象	現職組合員		<ul style="list-style-type: none"> 再任用の方は現職組合員ではありませんので貸付をご利用いただくことはできません
貸付事由	現職組合員の子が次の学校に入学又は修学するとき	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法第1条に規定する大学 (2) 学校教育法第12条に規定する専修学校 (3) 学校教育法第13条に規定する各種学校 (4) 理事が認める、修業年限が2年以上の前各号に準ずる学校 	<ul style="list-style-type: none"> 大学は短大及び大学院を含みます
貸付金額	10万円単位、組合員1名につき一口に限る	10万円単位、子1名につき200万円まで	<ul style="list-style-type: none"> 普通貸付金と教育貸付金の未償還元金合計の限度額は400万円
貸付限度額	200万円	400万円	
償回事数	10～70回（10回単位）		
貸付利率	変動金利 年0.84%（保証料なし）		<ul style="list-style-type: none"> 貸付利率は、財務大臣が告示する特例基準割合に準じ、年1回見直しを行います 貸付利率変更前に貸付金を借り受け、既に償還が始まっている場合は利率変更月以降の償還分から変更後の利率が適用されます
担保・保証人	不要		<ul style="list-style-type: none"> 6、12月の償還（計算額を含む）も他の月と同様給与から控除となります 加算額分のみ期末・勤勉手当（ボーナス）から控除することはできません 4月は控除月ではないため、4月分は5月にまとめて2カ月分控除します 所属によっては個人口座からの引落しとなります 償還途中で退職または退教互を脱退する場合は未償還元金を直ちに一括償還していただきます
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> 2カ月間隔を置き後、毎月給料受領の際、毎月元利均等額で償還 6月及び12月に加算償還可 未償還額の一部のみ繰上償還することはできません 	<ul style="list-style-type: none"> 未償還元利金の一括償還可 	<ul style="list-style-type: none"> 猶予期間は無利子です
償還の猶予	<ul style="list-style-type: none"> 組合員が育児休業、大学院修学休業、自己啓発休業、配偶者同行休業又は不妊治療休暇に入った場合は、事由発生の翌月から終了月までの期間、償還を猶予することができます 在学期間中の教育貸付は、申込時の償還猶予の申出により、元金の償還を猶予できる 		<ul style="list-style-type: none"> 借り受けた月の翌々月から利息のみ毎月返済していただきます 借り受けた月の翌々月から利息のみ毎月返済していただきます
提出書類	普通貸付借用申込書（様式貸付第1号） 普通貸付借用証書（様式貸付第1号の2）	教育貸付借用申込書（様式貸付第2号） 教育貸付借用証書（様式貸付第2号の2）	<ul style="list-style-type: none"> 合格通知書又は入学許可書の写し（入学時の申込） 在学証明書の原本（在学時の申込） 団体信用生命保険申込書兼告知書※加入希望者のみ
添付書類	なし		<ul style="list-style-type: none"> 申込日より3カ月以内に作成又は発行された書類を添付する

追加の借入れについて
「借替え（かりかえ）」により貸付限度額までの金額を追加でお貸出しすることができます。
借替えの場合は口座への送金額は新たな借用金額より元の貸付の未償還元利金を差引いた額になります。
普通貸付は元の貸付の未償還元利金が100万円を超えているときは借替えができません。

60歳を超えた定年退職前の教職員の方も現職組合員になりますので、ご退職までは貸付をご利用いただくことがあります。また、現在貸付金を償還中の場合はご退職まで給与控除（所属によっては個人口座からの引落とし）による償還が続きます。退職時の貸付残高は退職金が支給された後に一括繰上償還していただくようになります。

「定年前再任用短時間勤務職員」、「暫定再任用職員」の方は貸付をご利用いただくことはできません。

団信について
「団信における「借替え（かりかえ）」による貸付限度額までの金額を追加でお貸出しすることができます。
借替えの場合は新規に該当された場合に、その貸付金に係る未償還額の返済をなくす制度です。加入は任意です。

残高の確認について
ウェブサイトにある『マイページ』から貸付残高を確認することができます。

詳しくは、お申込みの前に退教互ウェブサイトの貸付事業のページをご覧ください